

## 返金規定

当社は、申込者が雇用契約を締結した当該求職者が、入社日（試用期間が存する場合にはその期間開始日）から 3 ヶ月以内に、自己都合により退職した場合（離職票記載を基礎とするものではなく、実質的な理由を基礎とする）又は適法な申込者の規定に基づく懲戒解雇された場合には、申込者から受領した職業紹介料金を雇用期間に応じて、下記書記載のとおり返還するものとします。

|              |       |
|--------------|-------|
| 入社日から 1 か月以内 | 60%返金 |
| ～2 か月以内      | 40%返金 |
| ～3 か月以内      | 25%返金 |

ビッグトップエージェント株式会社